

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月30日
【計算期間】	第3期中(自 2011年3月1日 至 2011年8月31日)
【ファンド名】	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド (償還時豪ドル 建元本確保型) (Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - RPM Managed Futures linked Fund (Principal Protected on Maturity in AUD))
【発行者名】	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジェームズ・グリーン (James Green)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウ ン、ウグランド・ハウス、私書箱309 (P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 同 水谷 共宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません

1【ファンドの運用状況】

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - R P Mマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -RPM Managed Futures linked Fund（Principal Protected on Maturity in AUD））（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次の通りです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2011年9月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
債券	イギリス	38,341,052.36	95.56
現金・その他の資産（負債控除後）		1,779,563.08	4.44
合計 （純資産総額）		40,120,615.44 (3,016百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）豪ドルの円換算額は、平成23年9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝75.17円）によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2010年10月１日から2011年９月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
2010年10月末日	65,222,181.61	4,902,751	107.42	8,075
11月末日	58,811,609.63	4,420,869	102.68	7,718
12月末日	56,191,768.18	4,223,935	105.45	7,927
2011年１月末日	53,516,444.88	4,022,831	106.00	7,968
２月末日	53,192,033.43	3,998,445	108.12	8,127
３月末日	50,798,209.62	3,818,501	106.06	7,973
４月末日	50,207,054.28	3,774,064	107.66	8,093
５月末日	46,272,619.94	3,478,313	105.51	7,931
６月末日	43,189,131.59	3,246,527	101.88	7,658
７月末日	43,239,678.29	3,250,327	107.50	8,081
８月末日	40,415,026.85	3,037,998	109.52	8,233
９月末日	40,120,615.44	3,015,867	111.56	8,386

【分配の推移】

該当事項ありません。

【収益率の推移】

2010年10月１日から2011年９月末日までの期間の収益率（注）は5.04%です。

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 2011年９月末日の１口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 2010年９月末日の１口当たりの純資産価格（分配落ちの額）

2 【販売及び買戻しの実績】

2010年10月1日から2011年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2011年9月末日現在の発行済口数は次の通りです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	258,163 (258,163)	359,631 (359,631)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2011年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.17円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

R P Mマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

未監査貸借対照表

2011年 8 月31日

（豪ドルで表示）

	注記：	2011年 8 月31日現在		2011年 2 月28日現在	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
資産					
投資（2011年 8 月31日取得価格：35,808,459豪ドル；2011年 2 月28日取得価格47,689,649豪ドル）	3	39,386,787	2,960,705	51,784,723	3,892,658
現金および現金同等物		26,007	1,955	29,647	2,229
売却投資未収金	3	1,028,064	77,280	1,407,182	105,778
		40,440,858	3,039,939	53,221,552	4,000,664
負債					
未払報酬代行報酬	4	15,823	1,189	18,197	1,368
未払代行協会員報酬	4	5,004	376	5,661	426
未払販売会社報酬	4	5,004	376	5,661	426
		25,831	1,942	29,519	2,219
純資産		40,415,027	3,037,998	53,192,033	3,998,445
純資産の内訳					
受益者資本		35,429,004	2,663,198	48,489,767	3,644,976
累積（損）益		4,986,023	374,799	4,702,266	353,469
		40,415,027	3,037,998	53,192,033	3,998,445
発行済受益証券369,018口（2011年 2 月28日：491,971口）を基準とする受益証券 1 口当たり純資産価値	5	109.52	8,233円	108.12	8,127円

添付の財務諸表に対する未監査注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド (償還時豪ドル建元本確保型)
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)のサブ・トラスト)

未監査投資有価証券明細表

2011年8月31日

(豪ドルで表示)

2011年8月31日現在				
	保有額面	経費 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	純資産比率 (%)
クレディ・スイス銀行ロンドン支店				
パフォーマンス連動債	35,963,100	35,808,459	39,386,787	97.46
投資合計	35,963,100	35,808,459	39,386,787	97.46
2011年2月28日現在				
	保有額面	経費 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	純資産比率 (%)
クレディ・スイス銀行ロンドン支店				
パフォーマンス連動債	47,895,600	47,689,649	51,784,723	97.35
投資合計	47,895,600	47,689,649	51,784,723	97.35

添付の財務諸表に対する未監査注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

未監査損益計算書

自 2011年 3 月 1 日 至 2011年 8 月31日

（豪ドルで表示）

	注記：	自 2011年 3 月 1 日 至 2011年 8 月31日		自 2010年 3 月 1 日 至 2010年 8 月31日	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
投資収益					
受取利息		162,864	12,242	261,620	19,666
控除：費用					
報酬代行報酬	4	97,937	7,362	158,985	11,951
代行協会員報酬	4	32,440	2,439	51,290	3,855
販売会社報酬	4	32,440	2,439	51,290	3,855
		162,817	12,239	261,565	19,662
投資純益（損）		47	4	55	4
投資に係る実現・未実現純益（損）					
投資に係る実現純益（損）	3	800,455	60,170	193,688	14,560
投資に係る未実現純益（損）の変動額		(516,745)	(38,844)	6,039,528	453,991
		283,710	21,326	6,233,216	468,551
運用による純資産の純増（減）額		283,757	21,330	6,233,271	468,555

添付の財務諸表に対する未監査注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

未監査純資産額変動計算書

自 2011年 3 月 1 日 至 2011年 8 月31日

（豪ドルで表示）

	自 2011年 3 月 1 日 至 2011年 8 月31日		自 2010年 3 月 1 日 至 2010年 8 月31日	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
運用活動				
投資純益（損）	47	4	55	4
投資に係る実現純益（損）	800,455	60,170	193,688	14,560
投資に係る未実現純益（損）の変動額	(516,745)	(38,844)	6,039,528	453,991
	283,757	21,330	6,233,271	468,555
資本取引				
期中における解約可能受益証券の発行代金	-	-	-	-
期中における解約可能受益証券の償還	(13,060,763)	(981,778)	(7,903,454)	(594,103)
	(13,060,763)	(981,778)	(7,903,454)	(594,103)
純資産の純増（減）額	(12,777,006)	(960,448)	(1,670,183)	(125,548)
期首現在の純資産額	53,192,033	3,998,445	69,446,834	5,220,319
期末現在の純資産額	40,415,027	3,037,998	67,776,651	5,094,771

添付の財務諸表に対する未監査注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

未監査キャッシュ・フロー計算書

自 2011年 3月 1日 至 2011年 8月31日
（豪ドルで表示）

	自 2011年 3月 1日 至 2011年 8月31日		自 2010年 3月 1日 至 2010年 8月31日	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
運用活動				
運用による純資産の純増（減）額	283,757	21,330	6,233,271	468,555
運用による純資産の純増（減）額を営業活動から得られた（に使用した）純現金へ調整				
投資売却	12,137,795	912,398	9,853,073	740,655
未収利息の（増）減	-	-	3,032	228
投資売却による未収金の（増）減	379,118	28,498	(1,949,619)	(146,553)
未払報酬代行報酬の増（減）	(2,374)	(178)	(486)	(37)
未払代行協会員報酬の増（減）	(657)	(49)	(445)	(33)
未払販売会社報酬の増（減）	(657)	(49)	(445)	(33)
投資に係る未実現純（益）損の変動額	516,745	38,844	(6,039,528)	(453,991)
投資に係る実現純（益）損	(800,455)	(60,170)	(193,688)	(14,560)
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,513,272	940,623	7,905,165	594,231
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の発行代金	-	-	-	-
受益証券の償還支払額（買戻手数料：2011年度580,460豪ドル；2010年度612,344豪ドル）	(12,516,912)	(940,896)	(7,903,454)	(594,103)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(12,516,912)	(940,896)	(7,903,454)	(594,103)
現金および現金同等物の純増（減）額	(3,640)	(274)	1,711	129
現金および現金同等物：期首残高	29,647	2,229	43,091	3,239
現金および現金同等物：期末残高	26,007	1,955	44,802	3,368

添付の財務諸表に対する未監査注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2011年8月31日

（豪ドルで表示）

1. トラストの設立

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）（以下、「トラスト」という）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下、「マスター・トラスト」という）のサブ・トラストである。マスター・トラストは、2007年11月9日にケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2007年11月15日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2009年5月13日（設立日）に設立され、2009年6月23日に運用を開始した。マスター・トラストの登録事業所は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ウェスト・ベイ・ロード、レガッタ・オフィス・パーク、ウィンドワード#1 1階（Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor West Bay Road, Grand Cayman, Cayman Islands）に所在する。

トラストの投資目的は、受益信託保有者に対し、満期償還日（同日を含む）まで受益証券が保有された場合、ケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社として登録されている会社である、RPMSPCエンハンスド・リスク分別ポートフォリオ（以下「RPMファンド」という）の実績に連動するリターンを提供することである。RPMファンドの投資目的は、主にデリバティブ商品取引を通じて長期的な元本の成長を達成することである。トラストは実質上全ての資産をクレディ・スイス銀行ロンドン支店（以下、「本社債発行体」という）が発行する償還時に豪ドル建てで100%の元本が確保されている社債に投資することで、投資目的の達成を追及する。

トラストの投資活動は、ケイマン諸島会社法（改訂済）に基づき2000年1月4日に設立された会社であるクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という）により管理される。

トラストの受託会社および管理事務代行会社は、BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という）であり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのシンガポール支店が副管理事務代行会社を務めている。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の保有者に帰属する純資産をいう。

本財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「米国GAAP」という）に準拠して作成されている。

1. トラストの設立(続き)

見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務諸表の作成にあたり、運営者は、財務諸表作成日現在の資産および負債の金額や偶発資産および偶発債務の開示、ならびに年度/期間中の収益および費用の金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はかかる見積りと異なる場合もある。

2. 重要な会計方針

トラストにより採用されている重要な会計方針は、以下のとおりである。

(a) 投資

投資取引は約定日ベースで計上され、約定日以降は、金融資産および金融負債の公正価値の変動に伴う損益が計上される。

債券、社債または証書は、計算代理人、発行体または当該債券、社債または証書に関するその他の関連当事者が報告する最新の中値で評価される。

上記の手続きにかかわらず、通貨、適用金利、満期、市場性または管理会社が該当するとみなす他の検討事項に関して、管理会社が投資の公正な評価を反映するために調整が必要であると考える場合、管理会社は、受託会社の同意を得て、投資の評価額を調整することができる。

本社債には流通市場が存在しない。本社債発行体は本社債の価格を毎月公表し、受託会社の要請に応じて本社債の買戻しに同意している。売却価格は本社債発行体が公表した最新の評価額に基づく。

投資売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。投資に係る実現/未実現損益は、損益計算書に計上される。

(b) 設立費用

設立費用は、米国G A A Pに準拠するため、発生時に費用計上される。

(c) 外貨

豪ドル以外の外貨による取引は、取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。その他の通貨建てで構成されている資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。外貨に関わる取引から生じる実現/未実現損益がある場合には、損益計算書に計上される。

2. 重要な会計方針(続き)

(d) 費用

投資の取得に際して発生し、その投資の取得原価に算入される取引費用を除き、すべての費用は発生主義により損益計算書に認識される。投資の売却により生じる取引費用は、売却による収入から控除される。

(e) 受益証券1口当たり純資産価値

貸借対照表に開示される受益証券1口当たり純資産価値は、マスター・トラストの信託約款に従って、トラストの純資産額を年度/期末の発行済受益証券口数で除することにより計算される。

(f) 受益者資本

受託会社はトラストの受益証券保有者のために、マスター・トラストの信託約款と補遺目論見書の規定に従い、信託ファンドのトラストの資産を保有する。

(g) 税金

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、またマスター・トラストはケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、利益、所得またはキャピタル・ゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。よって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

運営者は、トラストの財務諸表作成過程において、タックス・ポジションが管轄税務当局により認められる可能性が「more-likely-than-not(50%超の可能性)」かどうかを判断するために、これまでのタックス・ポジションまたは今後予想されるタックス・ポジションの評価を行う。運営者は、すべてのオープン・タックス・イヤーにおけるタックス・ポジションおよび、2011年2月28日と2010年2月28日に終了した課税年度/期間に予想されるタックス・ポジションを、more-likely-than-notの基準に基づき分析し、2011年2月28日と2010年2月28日に終了した年度/期間におけるトラストの財務諸表について、所得税の計上は必要ないと判断した。タックス・ポジションに関する運営者の判断はレビューの対象となっており、これに係わる税法、規制および解釈指針に関する現在継続中の分析など、これに限らず、様々な要因に基づき、後日調整される可能性がある。

(h) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヵ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

(i) 包括的利益

トラストには、損益計算書に開示された純損益以外の包括的な利益はない。したがって、別途、包括的利益計算書は作成していない。

2．重要な会計方針（続き）

（j）期中に適応した新会計基準

2010年1月に、FASBは会計基準アップデート（ASU）2010-06「公正価値測定に関する開示の改善」を公表した。ASU2010-06は其中で、報告主体に対し、公正価値測定レベル1およびレベル2の資産構成の重要な変化について金額と移動の理由を開示するとともに、レベル2またはレベル3のいずれかに該当する資産および負債の公正価値測定に使用したインプットおよび評価技法について開示するよう要求しており、トラストはすでにこれを適用している。2011年2月28日終了年度中に公正価値測定レベル1またはレベル2のクラスに分類された投資はない。レベル3に分類された投資の公正価値測定に使用したインプットおよび評価技法については注記3を参照のこと。ASU2010-06はこのほか、報告主体に対し、公正価値測定レベル3の活動の調整において、購入、売却、発行および決済についての情報を総額ベースで開示するよう要求している。これらの新規および改正開示は、2010年12月15日以降に開始する会計年度に対して適用が要求されている。この、ASU2010-06のその他の部分の適用がトラストの財務諸表開示に重要な影響を及ぼすことは現時点で予想されていない。

3．金融商品および付随するリスク

トラストは通常の業務において、本社債発行体が発行する本社債を購入後保有するが、これは市場リスク、信用リスク、および流動性リスクをもたらし、その金額が財務諸表から明らかにならない場合がある。

市場リスクとは、金利、外国為替レートおよび株価などの時価の変動が、トラストの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。時価で評価される金融商品において、トラストは市場リスクにさらされている。特にこうした金融商品の最終的な売却価格が、貸借対照表日における推定時価評価と異なる可能性が生じるというリスクがある。

信用リスクとは、取引相手が債務不履行となるリスクのことである。通常、取引に非上場の金融商品が含まれている場合、非上場の金融商品の取引相手は、取引清算会社を裏付けとしていないため、信用リスクがより高くなる。潜在的に、トラストを信用リスクにさらしている金融資産は、現金、外貨建て現金同等物、MMF、私募証券である。しかし、これら現金および投資は、評価の高い金融機関に保管されており、受託会社は、クレジット・エクスポージャーからの重大な損失は予想していない。

トラストの金融商品には、組織された公の市場で取引されない、一般に流動性が著しく低い未上場の仕組債への投資が含まれている。トラストはこれら仕組債の唯一の投資家である。したがって、トラストは、流動化の要請があった場合、または特定の発行体の信用力低下といったイベントが発生した場合に、こうした商品を公正価値に近い金額で速やかに流動化することが困難となる可能性が高い。これらの投資は、注記2(b)に記載された方針に従って評価される。このような評価には固有の不確実性があるため、推定された評価は、近い将来最終的に認識される金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

3. 金融商品および付随するリスク(続き)

2011年8月31日現在、トラストは純資産の97.46%(2011年2月28日現在、97.35%)に相当する、39,386,787豪ドル(2011年2月28日現在、51,784,723豪ドル)の投資を保有しているが、その価値は、容易に確認できる市場がない場合は、管理会社の誠意で見積もられている。公正価値の測定にあたっては、未監査の財務データを一部採用しているものもある。代替的な公正価値測定方法を用いることにより、財務諸表に記載される投資資産の公正価値測定額とは異なる場合がある。

FASBのASCサブトピック820-10「公正価値測定および開示」では、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大している。公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取ることになる価格、または負債の移転のために支払うことになる価格(出口価格)として定義される。ASCサブトピック820-10において重視される点は、公正価値が市場ベースの測定によるものであり、市場参加者が資産または負債を価格付けする際に用いる仮定に基づいて決定される、ということである。

ASCサブトピック820-10では、公正価値測定における市場参加者の仮定のベースとして、公正価値ヒエラルキーを設定しており、これにより、(1)トラストから独立した情報源から入手した市場データに基づく市場参加者の仮定(観察可能なインプット)、および(2)その状況において用いることのできる最善の情報に基づいた市場参加者の仮定についての、トラスト自身の仮定(観察不能なインプット)とに識別される。公正価値を測定するために用いられる評価技法においては、観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にしなければならないとされる。

公正価値ヒエラルキーでは、公正価値を測定するために用いられる評価技法へのインプットとして、以下の3つのレベルに分類し、優先順位付けしている。

レベル1のインプットとは、測定日において、トラストがアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債に関する(無修正の)公表価格をいう。資産または負債の活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度かつ数量で資産または負債の取引が行われている市場をいう。

レベル2のインプットとは、資産又は負債について直接または間接的に観察可能なもので、かつ、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットをいう。資産または負債が特定の(契約)期間を有している場合、レベル2のインプットは、実質的に資産または負債の全体の期間にわたり観察可能でなければならない。レベル2のインプットには、以下のものが含まれる。

- a. 活発な市場における、類似の資産/負債の公表価格；
- b. 活発ではない市場における、同一または類似の資産/負債の公表価格；
- c. 資産/負債の公表価格以外の観察可能なインプット；および
- d. 相関関係またはその他の手段を用いて、観察可能な市場データから主に導き出された、または裏付けられたインプット

３．金融商品および付随するリスク（続き）

レベル３のインプットとは、資産または負債に関する観察不能なインプットをいう。観察不能なインプットは、観察可能なインプットが入手できない場合にのみ用いるものとし、これにより測定日において資産または負債に関する市場活動が（あるとしても）ほとんど行われていないような状況を考慮に入れることができる。観察不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を価格算定する際に用いる仮定（リスクについての仮定を含む）についての、トラスト自身の仮定を反映し、トラスト自身のデータを含む、その状況において入手可能な最善の情報に基づいて設定する。ただし、市場参加者の仮定は無視されてはならず、したがって、市場参加者が異なる仮定を用いることを示すような情報が、不当な費用と努力を払うことなしに合理的に入手可能な場合には、観察不能なインプットを設定するにあたり、トラスト自身のデータを調整する。

レベル３による仕組債の公正価値の算定は、観察不能なインプットを組み込んだ評価技法を用いて導き出される。かかる評価インプットは、価格決定メモランダムに定める規定に基づいて算定する。評価は、各評価日において、債券ポートフォリオである原資産およびRPM SPCエンハンスト・リスク分別ポートフォリオAUDの両方の価格、数量、割合を考慮した方法に従って決定する。

RPM SPCエンハンスト・リスク分別ポートフォリオAUDはケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社である。同分別ポートフォリオの純資産価値の割合は仕組債の評価の計算にあたって様々な受益証券保有者に適用される。

債券ポートフォリオは、最初の評価日の適用レート、債券の満期日、および当該債券ポートフォリオの標準確定利付債の時期と金額を基準に計算される。

ASCサブトピック820 - 10における公正価値ヒエラルキーでは、最も優先順位が高いものをレベル１のインプット、最も低いものをレベル３のインプットとしている。

ASCサブトピック820 - 10の公正価値ヒエラルキーに基づいて測定された、トラストの投資資産の評価は以下のとおりである。

資産	活発な市場における、同一資産の公表価格 (レベル１)	重要なその他の観察可能なインプット (レベル２)	重要な観察不能なインプット (レベル３)	評価額
2011年８月31日	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
仕組債（公正価値）	-	-	39,386,787	39,386,787
2011年２月28日				
仕組債（公正価値）	-	-	51,784,723	51,784,723

3. 金融商品および付随するリスク(続き)

レベル3のインプットを用いた公正価値の測定による、2011年8月31日/2011年2月28日終了の会計期間/年度における投資額の変動は以下のとおり。

資産	期/年首現在の 評価額	実現・未実現純 益(損)	投資の増加およ び売却(純額)	期/年度末現在の 評価額	期末現在保有す る投資の、期中の 未実現益(損) の変動
2011年8月31日	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
仕組債(公正価値)	51,784,723	(296,750)	(12,101,186)	39,386,787	(516,745)
2011年2月28日					
仕組債(公正価値)	69,143,088	5,780,306 [*]	(23,138,671)	51,784,723	6,125,120

^{*} 本表に表示されている実現益(損)は、2011年2月28日に終了した期間において受益証券保有者が負担する買戻手数料1,362,070豪ドルを含んでいるが、そのうち未決済買戻手数料70,281豪ドルが売却投資額の未収金として含まれている。これらの買戻手数料は、注記5で述べられているように受益証券保有者に請求されるため、損益計算書の実現益(損)に含まれない。

期中におけるレベル3資産の構成の変化はない。

4. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、関係当事者間で同意された条件による重要な関連当事者間取引は、以下のとおりである。

報酬代行報酬

報酬代行会社には、「設立費用報酬」が支払われるものとし、これは発行手取金から差し引いて支払われる。

また、報酬代行会社には「運営費用報酬」も支払われるものとし、これは本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。運営費用報酬は、本ファンドの想定残高に対して年率約0.50%とする。

代行協会員報酬

本ファンドの想定残高に対して年率0.15%の報酬が代行協会員に支払われるものとする。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

4. 関連当事者間取引(続き)

販売会社報酬

本ファンドの想定残高に対して年率0.15%の報酬が販売会社に支払われるものとする。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

5. 受益証券の発行および買戻

期間中の受益証券口数の変動は、以下のとおりである。:

	自 2011年 3 月 1 日 至 2011年 8 月31日	2011年 2 月28日 終了年度
発行済受益証券口数(期/年首現在)	491,971	717,945
発行口数	-	-
期/年度中償還	(122,953)	(225,974)
発行済受益証券口数(期/年度末現在)	369,018	491,971

投資家は月に1度運営者に買戻請求を行うことができる。買戻価格は、買戻日直前の評価日における純資産価値を、かかる評価日における発行済受益証券口数で除し、さらに該当する買戻手数料を差し引いて求められる金額とする。

受益証券保有者は以下の各期間における本受益証券の買い戻しについて、該当する買戻手数料を支払う。

- 2009年6月30日から2010年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 1口当たり100豪ドルの本社債額面(以下、「本社債額面」という。)に対して6.9%
- 2010年7月1日から2011年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面に対して5.4%
- 2011年7月1日から2012年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面に対して3.9%
- 2012年7月1日から2013年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面に対して2.4%
- 2013年7月1日から2014年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面に対して0.9%
- 2014年7月1日から最終償還日(いずれも当日を含む)まで: 無し

買戻手数料は受益証券保有者に支払われる買戻価格から控除される。

6. 分配

当会計期間中および本報告書の作成日現在に至るまで、受託会社は受益証券保有者に分配を行っていない。

7. 財務ハイライト

	自 2011年 3 月 1 日 至 2011年 8 月31日	2011年 2 月28日 終了年度
	豪ドル	豪ドル
受益証券 1 口当たりの運用実績：		
受益証券 1 口当たりの純資産価値（期 / 年首現在）	108.12	96.73
投資運用からの受益証券 1 口当たり益（損） ⁽¹⁾		
投資純益（損）*	-	-
投資に係る実現純益（損）	1.86	1.65
投資に係る未実現純益（損）	(0.46)	9.74
	1.40	11.39
受益証券 1 口当たりの純資産価値（期 / 年度末現在）	109.52	108.12
総利回り： ⁽²⁾	1.29%	11.78%
平均純資産額に対する割合： ⁽³⁾		
運用およびその他費用	0.35%	0.73%
投資純益（損）	0.00%*	(0.00%)

⁽¹⁾ 受益証券 1 口当たり投資純損益は、期間中の各月末現在の平均発行済受益証券口数を用いて計算される。投資取引による受益証券 1 口当たり未実現純損益は、期間中に不均衡な受益証券の発行や償還、および不均衡な損益の認識が行われることから、受益証券 1 口当たり純資産価値の変動と、表示されたその他の受益証券 1 口当たりの情報とを一致させるために必要な金額である。

⁽²⁾ 受益証券の総利回りは、受益証券 1 口当たりの期末現在の純資産価値と期首現在の純資産価値とを比較することにより計算され、1 年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月末満の期間については比例配分されていない。各投資家の利回りは、資本取引のタイミングにより、これらとは異なることがある。

⁽³⁾ 平均純資産額は、各月末に測定される加重平均純資産額を用いて決定されており、1 年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月末満の期間については比例配分されていない。

* 受益証券 1 口当たり0.005未満、あるいは2011年 8 月31日終了半期および2011年 2 月28日終了年度において0.005%未満の金額

（２）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの未監査投資有価証券明細表をご参照ください。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の払込済み資本金の額は、2011年９月末日現在735,000米ドル（5,634万円）です。

（注）米ドルの円換算額は、平成23年９月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝76.65円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2011年９月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	5	203,747,423.54豪ドル
		1	10,116,197.41米ドル
ケイマン諸島	私募	5	31,583,324,031円

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2011年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=76.65円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2011年度中間財務報告書（未監査）

包括利益計算書

（米ドルで表示）

	注記	2011年度中間期		2010年度中間期	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益	4	-	-	13,750	1,054
受取利息	5	2,282	175	1,512	116
その他営業費用		(3,881)	(297)	(3,629)	(278)
税引前利益		(1,599)	(123)	11,633	892
法人税等	6	-	-	-	-
税引後利益（損失）		(1,599)	(123)	11,633	892
前期繰越留保利益		49,993	3,832	16,697	1,280
次期繰越留保利益		48,394	3,709	28,330	2,171

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2011年度中間財務報告書（未監査）

貸借対照表

（米ドルで表示）

	注記	2011年 6 月30日現在		2010年12月31日現在	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	7	796,572	61,057	734,767	56,320
関連会社に対する債権	8	-	-	60,000	4,599
直接持株会社に対する債権	9	1,000	77	1,000	77
流動資産合計		797,572	61,134	795,767	60,996
流動負債					
その他負債		4,053	311	1,930	148
直接持株会社に対する債務	9	10,123	776	8,844	678
流動負債合計		14,176	1,087	10,774	826
純資産		783,394	60,047	784,993	60,170
資本金および準備金					
株主資本	10	735,000	56,338	735,000	56,338
留保利益（累積損失）		48,394	3,709	49,993	3,832
		783,394	60,047	784,993	60,170

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2011年度中間財務報告書（未監査）

株主資本等変動計算書

（米ドルで表示）

	注記	株主資本		留保利益		合計	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
2010年 1 月 1 日現在		575,000	440,738	16,697	1,280	591,697	45,354
発行株式		160,000	12,264	-	-	160,000	12,264
当期包括利益合計		-	-	33,296	2,552	33,296	2,552
2010年12月31日 / 2011年 1 月 1 日現在		735,000	56,338	49,993	3,832	784,993	60,170
発行株式		-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	(1,599)	(123)	(1,599)	(123)
2011年 6 月30日現在		735,000	56,338	48,394	3,709	783,394	60,047

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2011年度中間財務報告書(未監査)

中間財務諸表に対する注記

(米ドルで表示)

1 主たる事業および登録事業所

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、私書箱309、エム・アンド・シー・コーポレート・サービシズ・リミテッド内(c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 減損

当社の資産の帳簿価額は、減損の兆候の有無を判断するために各貸借対照表日に見直される。減損の兆候がある場合は、各貸借対照表日に資産の回収可能額が見積られる。資産の帳簿価額が回収可能額を上回っている場合は、常に減損が認識される。減損は損益計算書に認識される。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2011年度中間財務報告書(未監査)

2 重要な会計方針(続き)

(d) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は貸借対照表日の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および手元現金である。現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(f) 引当金

引当金は、当社が過去の事象の結果としての法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確定時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

(g) 収益の認識

投資管理サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

(h) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(i) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

- () 当事者が1ないし複数の仲介者をとおして直接的または間接的に当社を支配する能力、あるいは財政上および運営上の方針決定に際して当社に重要な影響力を行使する能力を有している、または当社を共同支配している。
- () 当社および当事者が共通の支配下にある。
- () 当事者が当社の関連会社または当社が共同出資者となるジョイント・ベンチャーである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2011年度中間財務報告書(未監査)

2 重要な会計方針(続き)

(i) 関連当事者(続き)

- () 当事者が当社または当社の親会社経営幹部の一員または当該個人の近親者である、あるいはその支配下、共同支配下にある、または重要な影響を受ける企業である。
- () 当事者が上記()に記載される当事者の近親者である、あるいはその支配下、共同支配下にある、または重要な影響を受ける企業である。
- () 当事者が当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3 会計方針の変更

国際会計基準審議会(I A S B)は、当会計期間より発効する国際財務報告基準(I F R S)の2つの改訂基準、I F R S に対する多くの改訂および2つの新しい解釈指針を公表している。このうち当社の財務諸表に関連する発展は、以下のとおりである。

- 2009年 I F R S への改善

2009年 I F R S への改善は、改訂および解釈指針の結論がすでに当社が採用している方針と一致していたため、これによる当社の財務諸表への重要な影響はない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち未だ発効していないものは当会計期間に適用していない。

4 収益

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

5 その他収益

	2011年度中間期	2010年度中間期
受取利息	\$2,282	\$1,512

6 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に法人税等は計上されていない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2011年度中間財務報告書(未監査)

7 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳：

	2011年 6 月30日現在	2010年12月31日現在
利付銀行預け金	\$796,572	\$734,767
	<u>\$796,572</u>	<u>\$734,767</u>

8 関連会社に対する債権

関連会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

9 直接持株会社に対する債権・債務

直接持株会社に対する債権・債務は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

10 株主資本

(a) 授権株式および発行済株式

	2011年 6 月30日現在		2010年12月31日現在	
	株数	金額	株数	金額
授権株式：				
1 株当たり 1 ドルの普通株式	<u>1,000,000</u>	<u>\$1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>\$1,000,000</u>
発行済全額払込済株式：				
1 月 1 日現在	735,000	\$735,000	575,000	\$575,000
発行済株式	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>160,000</u>	<u>160,000</u>
	<u>735,000</u>	<u>\$735,000</u>	<u>735,000</u>	<u>\$735,000</u>

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において 1 株当たり 1 議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2011年度中間財務報告書(未監査)

10 株主資本(続き)

(b) 資本管理

当社は、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

11 財務リスク管理

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する当社の財務管理の方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2011年6月30日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2011年6月30日および2010年12月31日現在、認識された資産または負債の帳簿価額に係わる金利の変動による直接的で重大な影響はない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2011年度中間財務報告書（未監査）

11 財務リスク管理（続き）

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル（以下、「HKD」という。）および日本円（以下、「JPY」という。）建ての支払債務が生じる一部の取引により為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル（以下、「USD」という。）に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。また、JPYにより生じる為替リスクは残高が僅少なため、重要ではないと思われる。

12 親会社および最終的な持株会社

2011年6月30日現在、取締役は、香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドを当社の直接の親会社とみなし、スイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーを当社の最終的な支配当事者とみなしている。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。